

## 広告物の許可申請には 有資格者による安全点検が必要です

兵庫県※では、広告物の倒壊又は落下による事故防止の対策として、有資格者による詳細な安全点検を実施するよう広告主等に求めています。

広告物の設置後、一定年数が経過し、高所にある広告物については、次の手順により「安全点検結果報告書」を作成し、許可申請時に提出してください。

※神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市の区域は除く

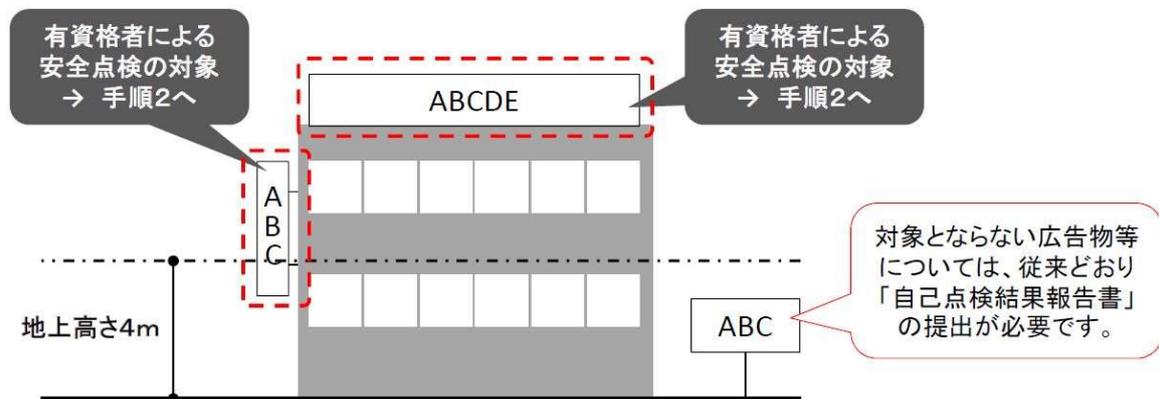
兵庫県 屋外広告物 安全対策

検索

### 手順1 有資格者による安全点検の対象かを確認します！

対象は、次の①②のいずれにも該当するものです。

- ① 当初の表示・設置から、おおむね 10 年以上が経過している【一定年数が経過したもの】
- ② 広告物等の上端が、地上からの高さ 4m を超えている【高所にあるもの】



### 手順2 有資格者に安全点検を依頼します！

安全点検を実施できる有資格者は、次のとおりです。

- ① 屋外広告士
- ② 点検技能講習修了者
- ③ 一級建築士、二級建築士
- ④ その他（電気工事士等）

(参考)  
兵庫県屋外広告美術協同組合（屋外広告業の事業者団体）が、点検業務受付事業者の一覧をホームページに掲載しています。

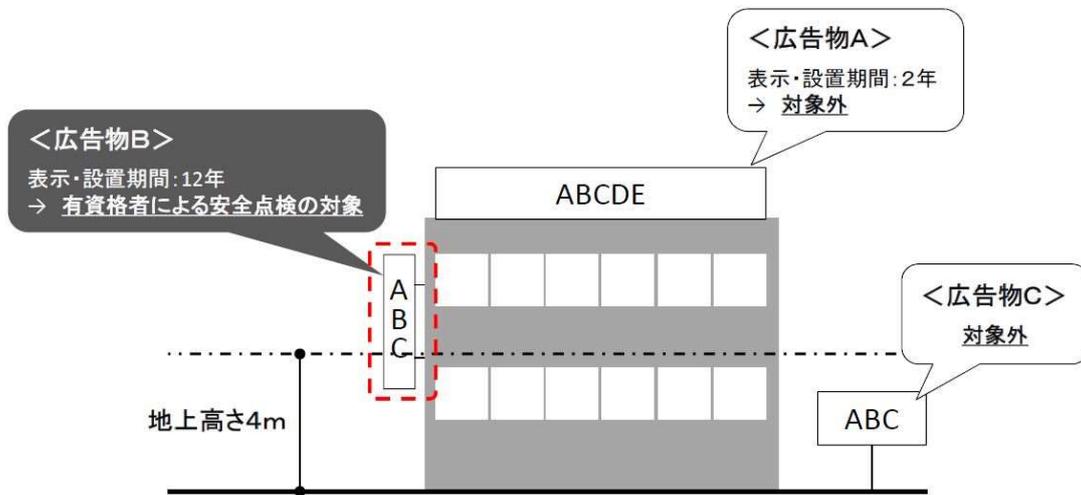
### 手順3 改善すべき異常が見つかった場合は、改善します！

安全点検を依頼した有資格者に、改善方法等を相談することが有効です。

### 手順4 安全点検結果報告書を、許可申請時に提出します！

(裏面)

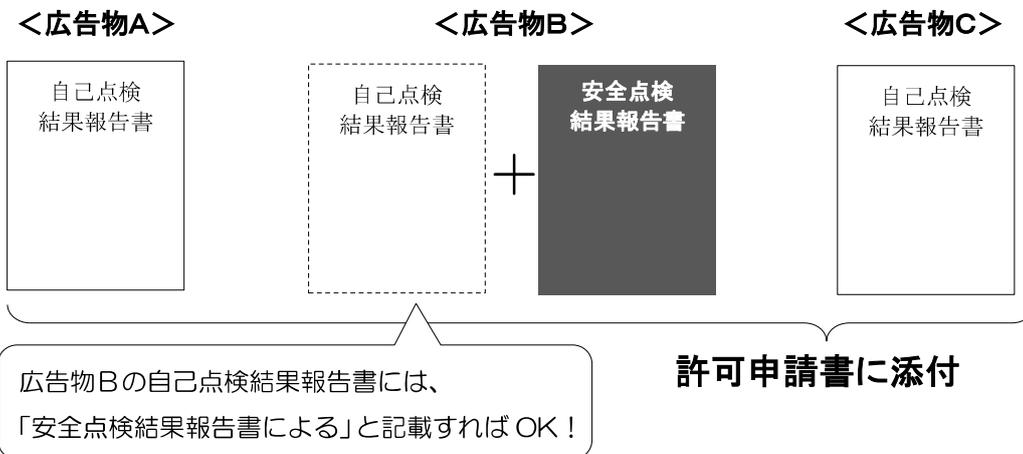
**<例> 次のような3つの広告物を許可申請をする場合について**



広告物A：上端が地上高さ4mを超えているが、表示・設置期間が2年  
広告物B：上端が地上高さ4mを超えており、表示・設置期間が12年  
広告物C：上端が地上高さ4m以下



広告物Bのみ、有資格者による安全点検の対象



**改善すべき異常があった場合の対応について**

有資格者による安全点検は、広告物の倒壊又は落下による事故を未然に防ぐべく、改善すべき異常をいち早く発見するためのものです。

改善すべき異常が発見された場合には、安全点検を行った有資格者などから改善方法等について助言を受け、できる限り早く改善し、適正な維持管理を行いましょ！



### 3 安全点検結果報告書の記入例及び添付写真例

#### <安全点検結果報告書の記入例>

安全点検の対象となる広告物等ごとに、報告書を作成してください。

1申請に複数の対象広告物等がある場合、報告書 No.を記入してください。

(別記様式)

安全点検結果報告書 (報告書 No. 4) ×年 ×月 ×日

△△△ 市(町) 長 様

報告者 住所 ○○市○丁目○番地○  
(申請者) 兵庫株式会社

代表取締役 兵庫 太郎

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

Eメール ○○○○○@△△△

主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

この報告書に点検結果を記入した広告物等の種類を選択してください。

点検結果を踏まえ、適切な管理に努めます。要改善の点検結果については、改善予定に記載のとおり対応します。

点検箇所	点検項目	該当無の場合	異常の有・無	異常の評価	改善の概要
上部構造・基礎部	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(×年×月)
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき	該当無	有・無	経過観察・要改善	・基礎クラックにエポキシ樹脂充填
	3 鉄骨のさび発生、塗装の劣化	該当無	有・無	経過観察・要改善	
支持部	1 鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)
	2 鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	該当無	有・無	経過観察・要改善	
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	該当無	有・無	経過観察・要改善	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化	該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	該当無	有・無	経過観察・要改善	
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	該当無	有・無	経過観察・要改善	・欠落したビスを補填 ・水抜き孔を清掃
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	該当無	有・無	経過観察・要改善	
照明装置	1 照明装置のゆるみ、不点灯、不発光	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 周辺機器の劣化、破損	該当無	有・無	経過観察・要改善	
その他	1 付属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ等)の腐食、破損	該当無	有・無	経過観察・要改善	改善済・改善予定(年 月)
	2 避雷針の腐食や損傷、避雷針取付部の異常	該当無	有・無	経過観察・要改善	
	3 その他 ( )	該当無	有・無	経過観察・要改善	

点検者(又は点検車の所属する法人等)の業登録の有無等を記入してください。

異常がある場合、異常の程度を評価(経過観察 or 要改善)してください。

異常が「要改善」の場合、改善の概要欄を記入してください。

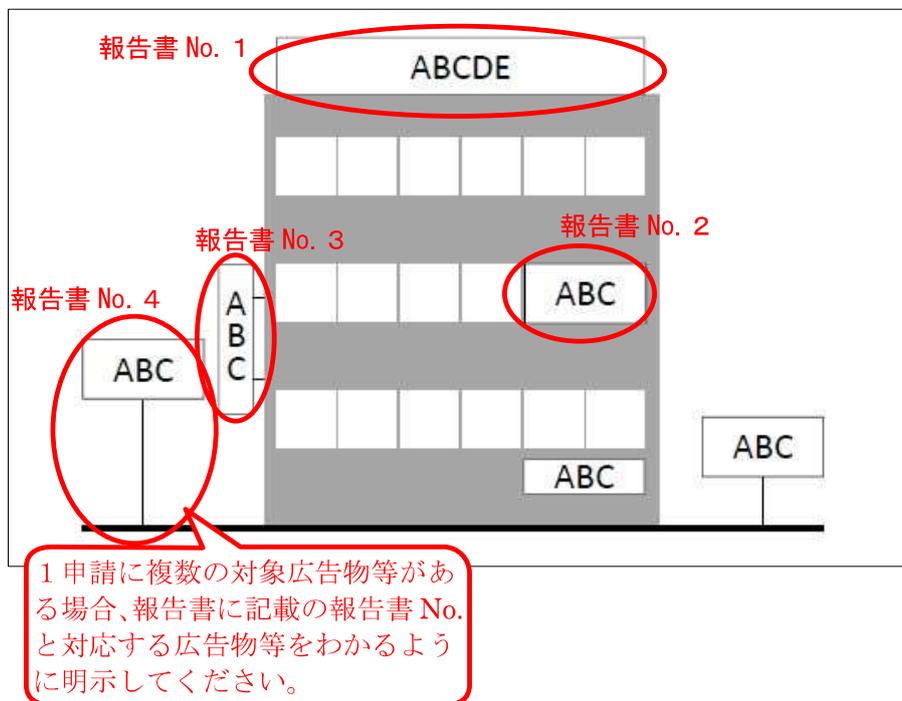
備考1 許可の期間の更新申請に係る広告物等が複数ある場合、広告物等ごとに報告書を作成すること。点検した広告物等の全体写真(当該報告書の対象となる広告物等を用いた)及び異常の評価が要改善となった箇所の写真を添付すること。  
備考2 異常の評価が要改善の場合には、「改善の概要」欄を記入すること。

該当する点検箇所がない場合、「該当無」に○をしてください。

経過観察:改善が次回更新許可以降で良いもの  
要改善 :次回更新許可までに改善しておくべきもの

<添付写真例>

1 安全点検を行った広告物等の全体写真



2 異常の評価が「要改善」となった箇所の写真

